

行橋市高齢者相談支援センター運営基本方針

令和6年度版

行橋市 介護保険課

令和6年4月

行橋市地域包括支援センター運営基本方針

I 方針策定の趣旨

II 地域包括支援センター等の意義・目的

III 運営上の基本的視点

- 1 公益性
- 2 地域性
- 3 協働性

IV 地域包括支援センターで行う事業の実施方針

- 1 行橋市の地域包括ケアシステムの構築方針
- 2 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針
- 3 介護従事者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針
- 4 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針
- 5 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施方針
- 6 地域ケア会議の運営方針
- 7 行橋市との連携方針
- 8 公正・中立性確保のための方針
- 9 その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であるとした方針

V 業務推進の指針

- 1 地域包括支援センターで実施する業務
- 2 施設の名称、担当地域
- 3 業務日、業務時間
- 4 職員体制
- 5 業務内容
- 6 実績報告
- 7 法令等の遵守
- 8 秘密の保持
- 9 公平・中立性
- 10 感染症の予防及びまん延の防止、非常時の備え

I 方針策定の趣旨

この「行橋市地域包括支援センター運営基本方針」は、行橋市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（以下市条例）に基づき、地域包括支援センターの運営上の基本的考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑かつ効果的な実施に資することを目的に策定する。

II 地域包括支援センター等の意義・目的

地域包括支援センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する。（介護保険法第115条の47）

地域包括支援センターの設置責任主体は行橋市であることから、行橋市は、地域包括支援センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営について適切に関与する。具体的には、地域の関係機関の連携体制の構築など重点的な取り組み方針について、行橋市と地域包括支援センターが共通認識のもと、協働して適正な運営に努める。

行橋市が設置する地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、行橋市の適切な意思決定に関与し、もって、適切、公正かつ中立な地域包括支援センターの運営を確保するものとする。

III 運営上の基本的視点

1 公益性

- (1) センターは、行橋市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- (2) センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行う。

2 地域性

- (1) センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
- (2) 民生委員との校区定例会や地域における会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

3 協働性

- (1) センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種が相互に情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の運営体制を構築し、業務全体をチームとして支える。
- (2) 地域の保健・医療・福祉の専門職種や各種ボランティア、社会福祉協議会や警察等の公共機関、民生委員や自治会等関係者と連携を図りながら活動する。

IV 地域包括支援センターで行う事業の実施方針

1 行橋市の地域包括ケアシステムの構築方針

高齢者の保健・医療・福祉を取り巻く環境の変化に適切に対応し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも、元気に安心して暮らせるための支援を行うことはもとより、医療や介護が必要な状態になっても、個人の自立とQOL（生活の質）の追求が可能となるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいの5つのサービスを、切れ目なく一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の考え方が重要視されている。

この考え方に基づき、『行橋市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）』の基本目標及び重点施策のもと、行橋市における「地域包括ケアシステム」の構築を進めるものとする。

2 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行うものとする。地域包括支援センター運営協議会・運営推進会議の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組むこととする。

3 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種が、「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体を「チーム」として支えるものとする。地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動することとする。

4 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

ア. 日常的個別指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行うこととする。

イ. 事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施することとする。

ウ. 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行うこととする。

エ. 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用することとする。

5 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施方針

介護予防ケアマネジメントは、適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用して、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的にサービス事業等について検討し、ケアプランを作成するものとする。

＜留意点＞

- ①高齢者の置かれている環境等に応じて、目標を設定し、その達成に向けて介護予防の取り組みを生活の中に取り入れ、自ら実施、評価できるように支援する。
- ②地域の中で生きがいや役割をもって生活できるような居場所に通い続けるなど心身機能」「活動」「参加」の視点を踏まえた内容となるよう支援する。

6 地域ケア会議の運営方針

法第115条の48および市条例第7条に規定する地域ケア会議について、地域包括支援センターにおいては、個別レベルの地域ケア会議を定期的に開催し、個別ケースの支援内容の検討を行う。

また、地域の実情に応じて、担当圏域レベルでの地域ケア会議を開催し、地域づくりや社会資源開発の支援に取り組むこととする。

＜個別レベル地域ケア会議の視点＞

- ① 介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- ② 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築
- ③ 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

＜担当圏域レベルの地域ケア会議の視点＞

- ① 地域の特性の理解する
- ② 目指すべき地域像を共有する
- ③ 地域に合った地域ケア会議の全体構成像を構想する
- ④ 実現可能な地域ケア会議を開催する

7 行橋市との連携方針

行橋市も地域住民の総合相談に応じつつ、地域包括支援センターと連携して、その活動をサポートしていくとともに、行政責任において適切に権限を行使して地域住民の保健福祉の促進を担うものとする。

8 公正・中立性確保のための方針

地域包括支援センターは、行橋市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行うものとする。
地域包括支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行うものとする。

9 その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であるとした方針

その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であると判断されたものについては、方針とし掲げるものとする。

V 業務推進の指針

行橋市地域包括支援センター（高齢者相談支援センター）業務は、介護保険法（平成9年法律第123号以下「法」という。）第115条の45の規程および行橋市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例に基づき、地域包括支援センターにおいて実施する業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 地域包括支援センターで実施する業務

（1）包括的支援部門

- ア. 法第115条の45第2項第1号から第3号に規程のある包括的支援事業
- イ. 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）
- ウ. 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）
- エ. 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）

（2）介護予防支援部門

- ア. 指定介護予防支援業務
- イ. 第1号介護予防支援業務

2 施設の名称、担当地域

本業務を行う拠点となる施設の名称並びに担当地域は、次のとおりとする。

名 称	担 当 中学校区	担当行政区
行橋高齢者相談支援センター	行 橋	中央3丁目、西宮市（3丁目を除く）、東大橋、大橋2・3丁目、宮市町、大字宮市、行事、大字行事
今元高齢者相談支援センター	今 元	蓑島、金屋、今井、真菰、津留、元永、沓尾、長井、中央1・2丁目、西宮市3丁目、大橋1丁目、大字大橋、南大橋、門樋町、神田町
仲津高齢者相談支援センター	仲 津	馬場、辻垣、高瀬、道場寺、稲童、松原、東徳永、袋迫
泉高齢者相談支援センター	泉	北泉、泉中央、西泉、南泉、東泉、大字羽根木、大字草場
中京高齢者相談支援センター	中 京	大野井、宝山、寺畔、流末、矢留、天生田、大字福原、上検地、下検地、津積、西谷、大谷、上稗田、下稗田、前田、中川
長峽高齢者相談支援センター	長 峽	長木、二塚、吉国、延永、草野、長音寺、上津熊、中津熊、下津熊、前田ヶ丘、徳永、福丸、高来、入覚、下崎、長尾、常松、須磨園、矢山

3 業務日、業務時間

施設の業務日、業務時間は次のとおりとする。

(1) 業務日

月曜日から金曜日まで（土日祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く）

(2) 業務時間

午前8時30分から午後5時00分まで

なお、業務時間帯以外であっても地域の住民、関係団体等への会議の出席を求める場合もある。

※勤務体制等により上記対応が可能となるように調整するほか、電話等により24時間対応可能な連絡体制を確保すること。

4 職員体制

職員体制は部門ごとに、次の資格を有する専従職員を配置すること。

1. 包括的支援部門

(1) 地域包括支援センター長・・・1名

センター長は、保健師（看護師）、社会福祉士、介護支援専門員の資格を有し、生活支援コーディネーター及び認知症支援推進員の研修を修了した者、または年度内に修了予定の者

(2) 保健師又はこれに準ずる者・・・1名

①保健師

②地域ケア・地域保健等に経験のある看護師 ※看護師には准看護師は含まない。

(3) 社会福祉士又はこれに準ずる者・・・1名

①社会福祉士

②福祉事務所の現業員の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健・福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有するもの

(4) 主任介護支援専門員・・・1名

福岡県が主催する主任介護支援専門員研修を修了する見込みがあるものも含む。

2. 介護予防支援部門

(1) 介護支援専門員

地域包括支援センターが担当する地域における必要な介護予防ケアプラン作成数、要支援認定者数に応じ、職員数は次のとおりとする。

	行 橋	今 元	仲 津	泉	中 京	長 峽
配置数（人）	4	4	3	2	2	3

5 業務内容

地域包括支援センターの業務は次に掲げるものとする。また、各業務に関しては業務マニュアルに従い適切に実施すること。

(1) 包括的支援業務

① 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を把握し、保健・医療・福祉等の適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うこと。

- 1) 地域におけるネットワークの構築
- 2) 高齢者の実態把握（日常生活圏域ニーズ調査、あんしん情報セット配布他）
- 3) 初期段階での相談対応
- 4) 専門的・継続的な支援
 - ア) 訪問による相談や情報収集
 - イ) 支援計画の策定
 - ウ) サービス提供期間や専門相談機関へのつなぎ
 - エ) 継続支援のためのモニタリング
 - オ) その他相談支援に関すること

② 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）

地域の住民や、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題解決ができない適切なサービス等につながる方法がみつからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うこと。

- 1) 成年後見制度の活用促進
 - ア) 成年後見制度普及の広報等
 - イ) 成年後見制度の利用に関する判断
 - ウ) 成年後見制度の利用が必要な場合の申し立て支援
 - エ) 診断書の作成や鑑定に関する地域の医療機関との連携
 - オ) 成年後見人等となるべき者を推薦できる団体等との連携
 - カ) その他成年後見制度の活用、促進に関すること
- 2) 老人福祉施設等への措置の支援
 - ア) 老人福祉法上の措置が必要と思われる場合の市との連携
 - イ) 成年後見制度の利用等を含めた適切な支援
 - ウ) その他措置に伴う支援
- 3) 高齢者虐待への対応
- 4) 困難事例への対応
- 5) 消費者被害の防止
 - ア) 訪問による相談や情報収集
 - イ) 消費生活センターとの連携
 - ウ) その他消費者被害の防止のために必要な支援

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医と介護支援専門員との連携をはじめ、他の様々な職種との協働や地域の関係機関との連携を図るとともに、

介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントを実現するため介護支援専門員に対する後方支援を行うこと。

1) 包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築に向けた取り組み

- ア) 関係機関との連携体制構築への取り組み
- イ) サービス担当者会議開催支援
- ウ) 入院・退院、入所・退所時の連携

2) 介護支援専門員に対する個別支援

- ア) 相談窓口の設置
- イ) 支援困難事例を抱える介護支援専門員への対応
- ウ) 個別事例に対するサービス担当者会議開催支援
- エ) ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員へのケアマネジメントの指導
- オ) 介護支援専門員に対する情報交換
- カ) その他ケアマネジメントの質の向上に対する必要な支援

④介護予防ケアマネジメント業務（法第115条の45第1項第1号）

基本チェックリスト該当者が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況に応じて対象者自らの選択に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業及びその他適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うこと。

- 1) 対象者の把握
- 2) アセスメント
- 3) 目標の設定
- 4) 介護予防ケアプランの作成
- 5) モニタリングの実施評価、再アセスメント及びプラン変更

⑤包括的支援事業の機能強化に関する業務

地域包括支援センター機能の強化、および地域の関係機関との連携強化を行っていくために、下記の事業について市の方針を受け主体となって実施していく。

- 1) 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）
- 2) 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）
- 3) 認知症施策推進事業（法第115条の45第2項第6号）

(2) 指定介護予防支援（法第115条の46第7項）

介護保険における予防事業・予防給付の対象となる要支援者等が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整等を行うこと。

指定介護予防支援業務を実施するため、法第115条の45の規定に基づき設置した地域包括支援センターに対する市の指定を受けること。併せて生活保護法第54条の2第1項の規定に基づき福岡県知事の指定を受けること。

①予防給付および第1号介護予防支援事業業務

- 1) 利用申込の受付
- 2) 契約締結
- 3) アセスメント

- 4) 介護予防サービス計画原案の作成
- 5) サービス担当者会議の開催
- 6) 介護予防サービス計画書の交付
- 7) モニタリング
- 8) 評価、計画書の見直し
- 9) 給付管理
- 10) 介護報酬の請求

②指定介護予防支援業務の委託

地域包括支援センターは指定介護予防支援業務の一部を、委託契約を締結した事業者が営む指定居宅介護支援事業所に委託できる。委託にあたっては、以下の事項に留意すること。

- 1) 委託に関し地域包括支援センター運営協議会に報告すること。
- 2) 指定介護予防支援基準第30条に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮すること。
- 3) 委託先の指定居宅介護支援事業所に関する研修を受講する等必要な知識・能力を有する介護支援専門員が従事する事業所であること。
- 4) 指定介護予防支援業務に係る責任主体は、地域包括支援センターであり、委託を行う場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されている内容の妥当性等について確認を行うこと。また、委託先の居宅介護支援事業所が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、今後の指定介護予防支援の方針等を決定すること。
- 5) 指定介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託している利用者に関し、介護予防サービス計画費の相当分を、委託先事業者へ支払うこと。

(3) 地域包括支援ネットワークの構築（法第115条の46第7号）

多職種協働による「地域包括支援ネットワークの構築と地域の多様な関係者の参画による生活支援体制整備における協議体等に関すること

(4) 地域ケア会議の実施（法第115条の48）

地域ケア会議は、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員など地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援することを目的に開催する。

また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくことで、市が取組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進につなげる

(5) 地域包括支援センターの事業計画と評価、運営推進会議の実施

毎年の地域包括支援センター事業計画を作成し、実施する事業の質を高めるために評価・点検を行うこと。（法第115条の46第4項）

また、担当圏域において地域包括支援センター運営推進会議を年1回以上開催し、地域包括支援センターにおける事業の実施状況等の報告を行い、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組むこととする。

(6) その他業務

- ① 市及び地域包括支援センター同士の連携に関する業務例月の報告に関する業務
- ② 月例の報告に関する業務
- ③ 地域包括支援センター運営協議会での報告、説明等の業務
- ④ 適正な記録管理に関する業務
- ⑤ その他地域包括支援センターを適正に運営するために必要な業務

6 実績報告

業務に係る実績は市の定める様式により業務実施月の翌月 15 日までに市に報告すること。

市は、報告書の受理後 10 日以内にその内容を審査するものとする。

- (1) 包括的支援業務
- (2) 指定介護予防支援業務
- (3) その他業務

7 法令等の遵守

地域包括支援センターを運営するにあたり、法ほか関係法規を遵守すること。

8 秘密の保持

個人情報の取扱いにつき、関係法規、市条例等を遵守し厳重に取り扱うとともに、その紛失・漏洩がないよう十分配慮すること。

また、各事業の実施にあたり、当該事業の実施に関する個人情報の活用を図る必要があるときは、あらかじめ本人から個人情報を目的の最小限の範囲で利用することに同意を得ておくこと。

9 公平・中立性

地域包括支援センターを運営するにあたり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう十分配慮すること。

特に介護予防支援（介護予防ケアマネジメント含む）については、契約時の説明等、利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能であることを説明すること。

10 感染症の予防及びまん延の防止、非常時の備え

地域包括支援センターおよび指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策と発生時の対応等についてマニュアル等を作成し、職員へ周知徹底を図るとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

また、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定すること。（行橋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第 21 条）

行橋市高齢者相談支援センター業務詳細内容（R6）

包括的支援部門は、主任介護支援専門員、保健師等、社会福祉士がその専門知識や技能を互いに活かしながらチームで活動し、介護・医療サービスや地域のインフォーマルサービス等を有機的に結びつけた包括的・継続的なサービス提供が実施可能な地域包括ケアの中心的な役割を担う。

介護予防支援部門は、介護支援専門員は担当するが自立支援に資するケアマネジメント（介護予防支援）を実施する中で、地域包括ケアの実現に向けて三職種と連携を図ることとする。

【包括的支援部門】

- ①介護予防ケアマネジメント事業
- ②総合相談・支援事業
- ③権利擁護事業
- ④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- ⑤包括支援事業（強化事業）

【介護予防支援部門】

- ①指定介護予防支援事業
- ②第1号介護予防支援事業業務

【地域包括支援センター長】

◆地域包括支援センターマネジメント業務

センター職員間の連携を図り、各職種の業務把握と支援を行うとともに、地域住民や関係機関等に対して必要な働きかけを率先して行う業務

①組織（職場）内部に対するマネジメント

- 1 センターの目的と基本視点について職員間で共通認識を持てるようにする。
- 2 所属法人にセンターの取り組みを理解してもらえるように働きかける。
- 3 業務内容に関して職員間で共通理解ができるようにする。
- 4 チームアプローチができるように業務を進める。
- 5 係わる事例のスクリーニングをチームとして行えるようにする。
- 6 スクリーニングの段階で緊急対応の必要性を判断する。
- 7 本人等についての情報を職員間で共有する。
- 8 情報の取り扱いルールを確立する。
- 9 チームで担当しているケースの検討を行う。（地域ケア会議開催を推進）
- 10 地域の現状と課題についてチームとして検討する。
- 11 必要に応じてスーパービジョンを行う。
- 12 必要に応じて専門職によるコンサルテーションの場を設ける。
- 13 必要に応じて外部の研修に参加できるようにする。
- 14 働きやすい職場環境づくりに取り組む。
- 15 リスクの周知とリスク管理に取り組む。
- 16 年間事業計画を立てて、センター業務を計画的に進める。
- 17 定期的もしくは随時組織の取り組みについて評価を行う
- 18 職員の人材育成を行う。

②地域に対するマネジメント

（地域の介護サービス事業所、医療サービス、警察、民生委員、インフォーマルサービス等）

※地域に対するマネジメントについては、各職種業務の業務を理解し、チームで取組む体制を作る

※社会福祉士と共に、生活支援コーディネーターの役割を担う

※保健師・看護職と共に、認知症地域支援推進員の役割を担う

- 1 地域住民のニーズを把握する。
- 2 地域の課題について、地域住民とともに理解を深めるための取り組みを行う。
- 3 ネットワークの必要性について共通理解をもてるように、地域住民や専門職を含めた関係者に働きかける。
- 4 地域住民同士の支えあいの活動ができるよう働きかける。
- 5 当事者組織、家族会などの組織化や活動を支援する。
- 6 高齢者虐待防止ネットワーク等、支援に必要なネットワークを構築（改善・活用）する。
- 7 必要に応じて社会資源の開発（活用、改善、開発）を行う。
- 8 警察署や医療サービス、インフォーマルサービス等との円滑な連携体制を構築する。
- 9 地域の課題に対して、目標を立てて取り組む。
- 10 定期的もしくは随時、地域での取り組みについて評価を行う。
- 11 地域住民に対し、介護保険制度の理念についての説明、周知を行う。

＜職種毎の主な業務内容＞

各職種が担当業務を狭義に捉えるのではなく、チームアプローチが基本となるため、ここでいう職種毎の業務内容は、あくまでも主担当の業務を紹介する。

【主任介護支援専門員】

- ◆包括的・継続的ケアマネジメントが実践可能な環境整備
 - ①関係機関等との連携体制の構築
 - ・介護・医療の関係機関、民生委員、いきいきサロン等と連携し、意見交換の場の設置
 - ②介護支援専門員同士のネットワークの構築
 - ・ケアマネ連絡会協議会との連携
 - ③介護支援専門員の支援体制の構築
 - ・地域の介護支援専門員の後方支援
 - ・困難ケースに対する対応
 - ・介護給付適正化事業（ケアプランチェック）のサポート
 - ・各センターの介護予防支援のケアプラン作成に関する支援・指導
 - ・居宅介護支援事業者に委託している介護予防支援のケアプランチェック
 - ・ケアマネ相談体制に関すること
 - ④センターでの個別レベルの地域ケア会議の開催（地域ケア個別会議・地域ケア自立支援会議）
- ◆指定介護予防支援事業の実施
 - ①要支援認定者に介護予防サービスのマネジメント
- ◆在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）に関する業務

【保健師・看護師】

- ◆介護予防ケアマネジメント事業の実施
 - ①日常生活圏域ニーズ調査等を基に、地域の課題等の把握
 - ②市が実施する介護予防事業等へのサポート
 - ・介護予防普及啓発事業へのサポート（脳健康学習室、運動器疾患対策プログラム等）
 - ・高齢者の介護予防と保健事業の一体的な実施へのサポート（健康づくり部門との協働企画等）
 - ③一次予防（健康維持増進・介護予防の普及啓発）
 - ・いきいきサロンや地域活動への参加支援
 - ・一般高齢者を対象に介護予防教室等の開催
 - ・認知症予防・普及啓発の推進
 - ④二次予防（早期発見・早期予防）
 - ・日常生活圏域ニーズ調査等を基に、訪問等による二次予防対象者の把握
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業の普及啓発・利用支援
 - ⑤総合事業ケアマネジメント業務
 - ・通所型、訪問型サービス等のマネジメント及びサービス担当者会議等の開催
- ◆認知症施策推進事業（法第115条の45第2項第6号）に関する業務
 - ・認知症地域支援推進員に関する業務
 - ・認知症初期集中支援チームとの連携業務

【社会福祉士】

◆総合相談

①総合相談事業

総合相談の中心的な役割

- ・一般高齢者サービスの普及啓発・利用支援
- ・食の自立支援事業（配食）の利用等、生活支援ケアマネジメントの実施

②実態把握

地域の状況やニーズを把握し、課題の発見

- ・高齢者実態把握調査の実施
- ・あんしん情報セットの配布

③地域のネットワークづくり

総合相談、実態把握から見えてきた課題を基に、ネットワークづくりとその活用

- ・民生委員やいきいきサロン、地域の集会等での普及啓発
- ・民生委員等との連携、支援
- ・独居高齢者、認知症高齢者等見守りネットワークづくりへの積極的関与

◆権利擁護事業の実施

高齢者虐待、消費者被害、困難事例の対応および高齢者の権利擁護体制の構築

①ニーズ把握、普及啓発

- ・実態把握や総合相談を通して権利擁護に関する情報収集・課題の発見
- ・民生委員やいきいきサロン、地域の集会等での普及啓発

②早期発見、対応

- ・医療機関、民生委員、介護サービス事業者等と連携し、高齢者虐待等の早期発見
- ・「高齢者虐待に対する対応フロー」に基づく支援
- ・徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業に関する支援
- ・地域等に消費者被害に関する情報提供
- ・行橋市総合相談支援センター、保険者、消費生活センターと連携した支援

③成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用促進

- ・成年後見センターとの連携、成年後見制度の普及啓発、申立支援
- ・社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の活用

④行橋市権利擁護連絡会等の運営

◆生活支援体制整備事業（法第115条の4第2項第5号）に関する業務

- ・第2層生活支援コーディネーターに関する業務

【介護支援専門員】

介護支援専門員は、「行橋市介護保険事業のケアマネジメント基本方針」を遵守すること

◆指定介護予防支援事業の実施

①三次予防（重度化防止）

- ・要支援認定者への介護予防サービスおよび介護予防・日常生活支援総合事業のマネジメント
- ・他市町村から受託した介護予防支援のケアプラン作成

◆地域ケア会議への参加

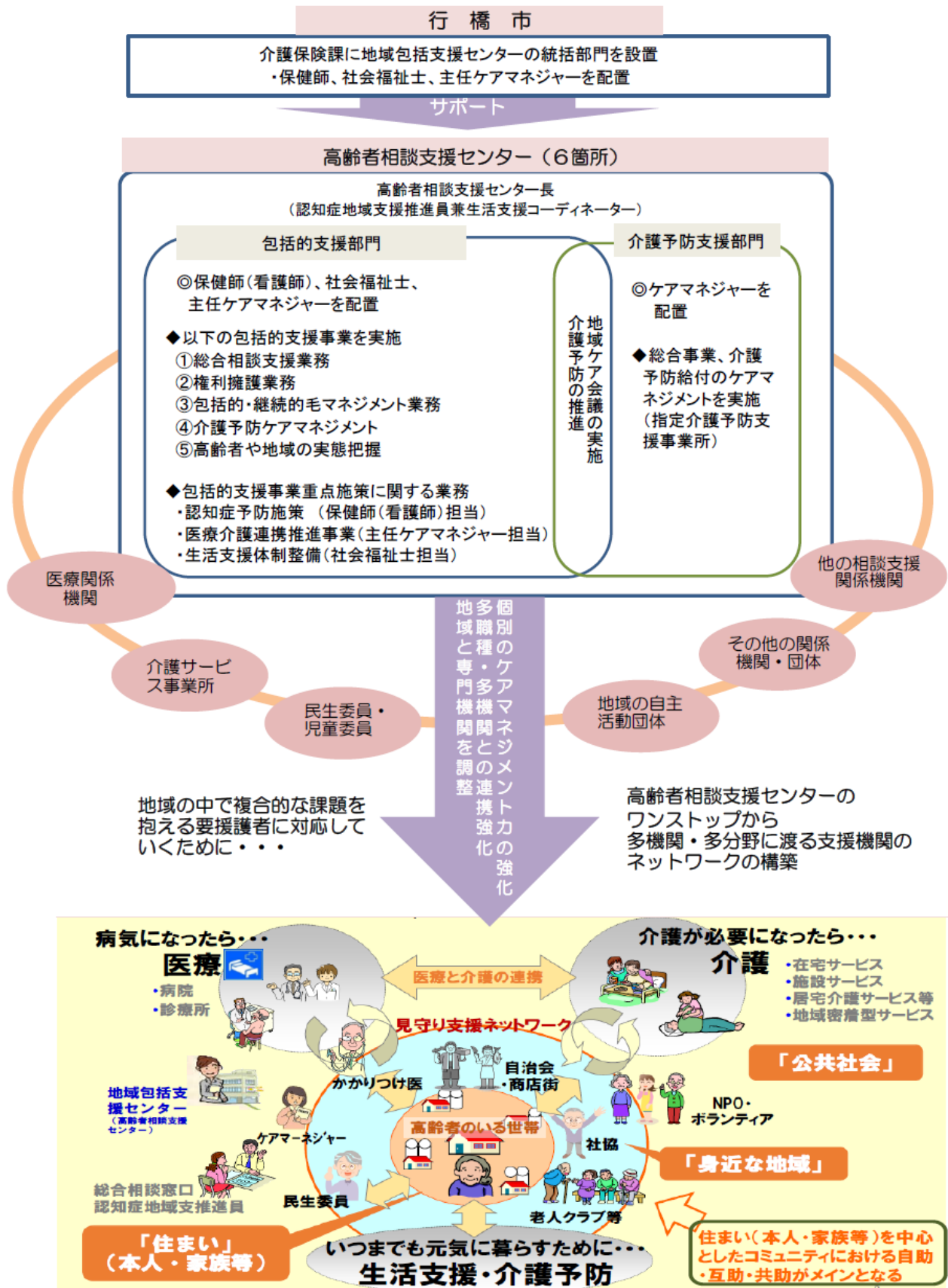
①個別ケースの積極的な提供

②担当圏域の地域ケア会議への参加

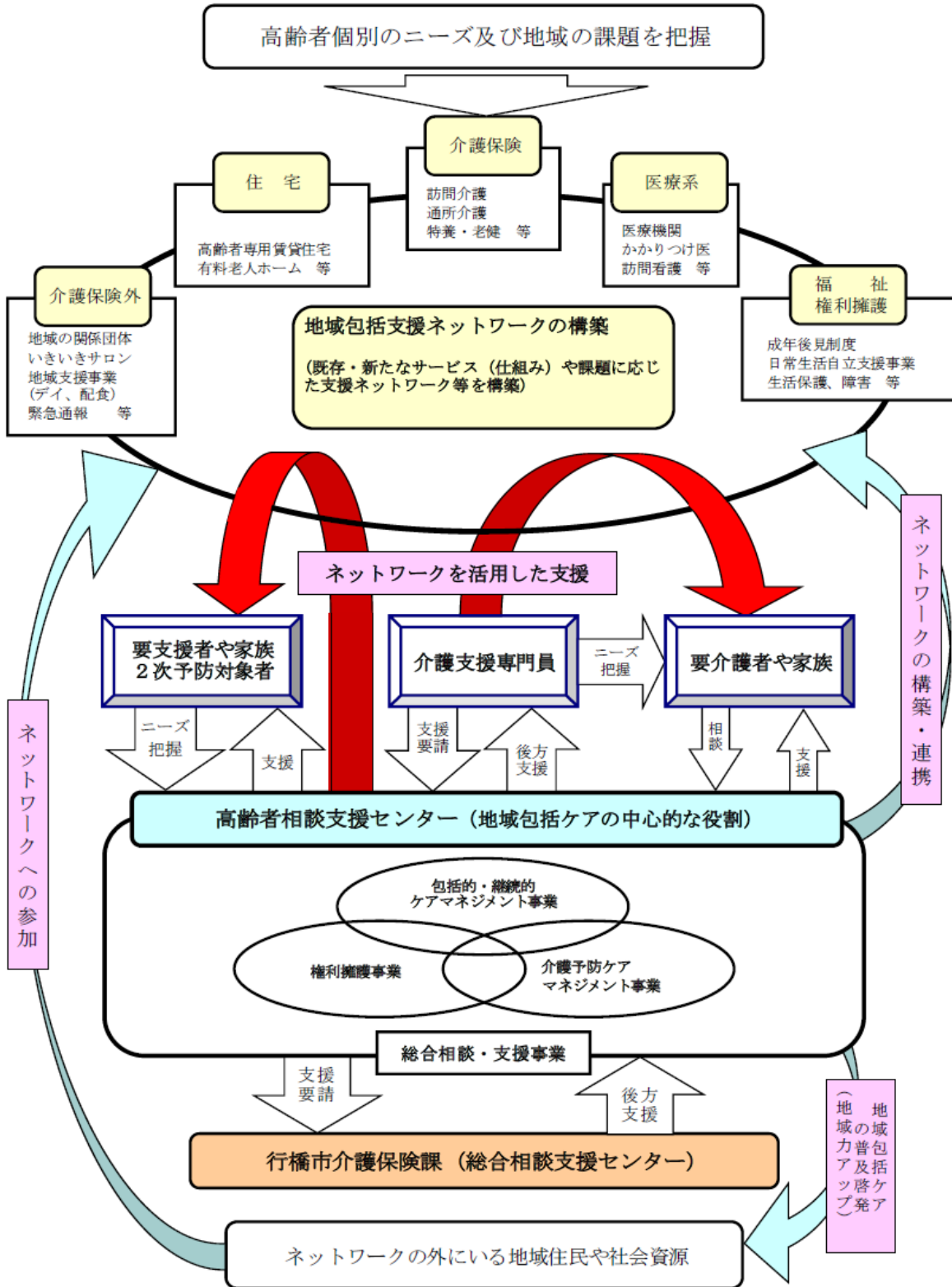
◆地域づくり・社会資源開発への参加

<留意事項>

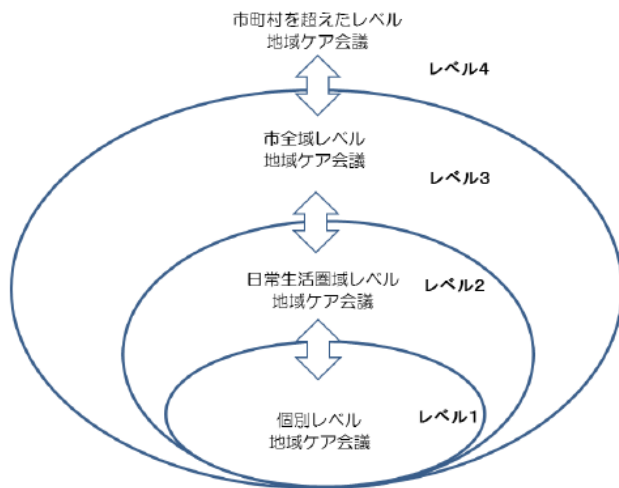
- ①担当圏域以外の相談についても一旦受け、センター間で引継ぎを行うこと
- ②民生委員定例会への参加（随時、会長と調整の上、必要時に参加）
- ③職種毎の定例会の開催
- ④地域支援事業判定ケア会議の開催（週1回開催）
- ⑤介護予防支援のケアプラン作成は主任介護支援専門員の例外を除き、介護支援専門員が行う
- ⑥センター内での地域ケア会議（個別レベル）を開催し、全職員が法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを目指す
- ⑦高齢者実態把握（日常生活圏域ニーズ調査未回収者・安心情報セット配布）については、主担当に限らず全職員で対応すること



地域包括ケアシステムのイメージ



行橋市で実施する「地域ケア会議」の機能別分類



＜地域ケア会議の5つの機能＞

- ①個別課題の解決
- ②地域包括支援ネットワークの構築
- ③地域課題の発見
- ④地域づくり・資源開発
- ⑤政策の形成

レベル4	広域地域ケア会議	在宅医療・介護連携協議会等	目的：市町村を超えた地域課題の把握、対応など 機能：②③④⑤
レベル3	地域ケア推進会議	行橋市地域ケア推進会議	目的：市全体での課題の把握、対応など 機能：②③④⑤ 構成：介護保険課（事務局） 関係機関代表者
レベル2	圏域地域ケア会議	〇〇校区（〇〇地区） 地域ケア支援会議 （ネットワーク会議、ワークショップ等） ※生活支援体制整備事業や 認知症施策・介護予防推進等で 実施の場合も含む	目的：日常生活圏域における課題の把握および対応など 機能：②③④ 構成：高齢者相談支援センター（運営）
レベル1	地域ケア個別会議	1）総合事業判定会議 2）自立支援ケア会議 3）定例事例検討会 多職種パートナーの参加	目的：個別課題の解決 介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメント支援 地域包括支援ネットワークの構築、 地域課題の把握 機能：①②③ 構成：介護保険課（統括） 高齢者相談支援センター（運営） 介護支援専門員

＜行橋市の地域ケア会議＞

まずは介護支援専門員の個別課題から、『あったらいいな』の発想で政策提案まで、ボトムアップ方式で会議を進めます。

行橋市における施策の展開

